

## 6. その他

### 1) 家庭系廃棄物発生抑制等のための方策に関する事項

事業名	概要
出版物を利用した啓発	ごみの分別方法や出し方、ごみの減量のためのリサイクル施策などを啓発する家庭ごみの出し方・リサちゃんだよりを作成し、全世帯へ配付してその周知を図る。また「船橋市のごみ事情」などを作成し、ごみに関する施策や情報を広く公表する。
スマートフォン等を活用したごみ分別の普及啓発	スマートフォン向けごみ分別アプリケーションを活用し、市民のごみ分別に対する意識を高め、ごみの減量化及び資源化を促進する。
まちづくり出前講座等の活用	市民にごみ処理の現状を認識してもらい、ごみの減量や資源化に向けた意識の向上を図るため、まちづくり出前講座等を活用する。
環境学習の推進	小中学生向け出前授業の実施や、中高生など若年層への啓発を行う。また、ごみ処理施設見学会や夏休み見学会を実施する。
クリーン船橋530推進運動の実施	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第5条の8第1項の規定により委嘱する船橋市廃棄物減量等推進員（クリーン船橋530推進員）により、次の活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ごみの適正な分別・排出および3R促進に係る啓発</li> <li>(2) 生活環境保全に関し、本市と地域住民及び地域住民相互間の調整</li> <li>(3) 地域における美化活動の促進に関すること</li> <li>(4) 市の環境関係PR活動への協力</li> <li>(5) 地区活動の活動計画書・報告書の提出</li> <li>(6) その他市長が必要と認める事項</li> </ul>
生ごみ処理容器の普及	家庭から出る生ごみの減量と資源化を促進するため、微生物などを利用した生ごみ処理容器の購入者に対し、費用の一部を助成する。
ごみ収集ステーションの設置に向けた指導	規則第19条に規定する共同住宅等を建築しようとする者又は建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者に対して、ごみ収集ステーションに関する協議を義務づけ、ごみ収集ステーションの設置に向けた指導を行う。
食品ロス削減の推進	<p>船橋市食品ロス削減推進計画行動計画を策定し、食品ロス削減に関する取組みについて啓発を行う。</p> <p>フードドライブを開催し、集めた食品はフードバンクふなばしへ寄付する。</p>

2) 事業系一般廃棄物発生の抑制等のための方策に関する事項

事業名	概要
ごみの減量等を図るための啓発、指導	<p>事業系ごみの適正処理と減量に関するパンフレット配布などにより、小規模事業者に対してごみの減量、資源化及び適正な処理に取り組むように啓発、指導を行う。</p> <p>また、ごみ処理施設における受入基準の確認を強化する。</p>
事業用大規模建築物の所有者等に対する啓発、指導	<p>規則第14条に規定する事業用大規模建築物の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任と減量等計画書の提出を義務づけ、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の減量及び資源化について、啓発と立入調査を行い廃棄物の適正処理に関する指導をする。</p>
事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所の設置に向けた指導	<p>事業用建築物の所有者又は当該建築物を建築しようとする者に対して、事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所を設置するように指導を行う。そのなかで、事業用大規模建築物を建築しようとする者に対しては、事前協議とその設置を義務づける。</p>

3) その他一般廃棄物発生の抑制等のための方策に関する事項

事業名	概要
「クリーン船橋530の日」、「船橋をきれいにする日」の実施	<p>市内全域を対象として、道端や植え込み等にある散乱ごみの清掃活動を実施する。(5月28日、11月19日)</p>
不法投棄パトロールの実施	<p>廃棄物の不法投棄防止を図り、もって市民の生活環境の保全に寄与することを目的として、廃棄物不法投棄パトロールを実施する。</p>
ポイ捨ての防止等による美化推進	<p>船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例(平成16年船橋市条例第19号)第7条第1項の規定により指定した重点区域を中心として、巡視員によるパトロールを実施する。</p> <p>また、令和3年3月に行った同条例の一部改正に伴い、指定喫煙所設置による実証実験を行う。この実証実験期間中、路上喫煙率調査、散乱ごみ定点調査、浮遊粉塵調査、指定喫煙所周辺通行人アンケート調査などを概ね6か月ごとに実施し、指定喫煙所の効果などを検証しながら、さらなるまちの環境美化を目指す。</p> <p><b>【重点区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号区域 J R 船橋駅周辺部 (平成16年10月1日指定)</li> <li>・第2号区域 J R 西船橋駅周辺部 (平成18年7月10日指定)</li> <li>・第3号区域 J R 津田沼駅北口周辺部 (令和元年9月10日指定)</li> </ul>

事業名	概要
駅前等における美化清掃の実施	<p>繁華街、駅前等の清掃美化を目的とした駅前等清掃業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃総延長：2,933m</li> <li>・清掃箇所：船橋駅前、東船橋駅前、津田沼駅前、西船橋駅前、下総中山駅前、北習志野駅前、高根公団駅前、下総中山駅南口、船橋法典駅前、西船橋駅南口西側、本町通り、市役所周辺、南船橋駅前、京成船橋駅、小室駅周辺</li> </ul>
環境美化モデル活動の支援	<p>環境美化モデル活動認定要綱を活用して、地域で持続的に行われている環境美化活動を側面的に支援し、環境への負荷の削減、環境美化の向上を図る。</p>
清掃・環境衛生事業概要の作成	<p>廃棄物の減量、資源化及び適正な処理を図るための船橋市の取組み、結果、実績等をまとめた「清掃・環境衛生事業概要」を作成し、広く公表する。</p>
ホームページの充実	<p>ごみに関する施策や情報を幅広く提供するため、ホームページの充実を図る。</p>

#### 4) 一般廃棄物処理業の許可に係る事項

一般廃棄物(ごみ)の収集運搬については、ごみの排出量等を勘案し、既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できる状態においては、新規の収集運搬業は許可しない。

一般廃棄物(ごみ)の処分については、ごみの排出量等を勘案し、既存の処分業の許可業者で適正に処理できる状態においては、新規の処分業は許可しない。ただし、排出禁止物の資源化を行う場合には、その排出量、処理量等を勘案して当該廃棄物に係る一般廃棄物処分業を許可する。